

## 北海道告示第 436 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 5 第 1 項の規程により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

なお、この資格に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）の適用を受ける。

令和 5 年 9 月 12 日

北海道知事 鈴木 直道

### 1 資格及び調達をする特定役務の種類

令和 5 年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 2 条第 4 号に規定する特定役務の種類は、(3)に定めるものとする。

- (1) 契約 令和 5 年 9 月 12 日に一般競争入札の公告を行うベル式 412EP 型機体（はまなす 2 号）定期点検
- (2) 資格 ベル式 412EP 型機体（はまなす 2 号）定期点検に関する資格
- (3) 特定役務の種類 ベル式 412EP 型機体（はまなす 2 号）定期点検

### 2 資格要件

平成 16 年北海道告示第 447 号の 1 の (1)、(3) 及び (5) から (9) までによるほか、次による。

- (1) 平成 30 年以降において、1 の (1) に定める契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、かつ、誠実に履行した者であること。
- (2) 航空機製造事業法施行規則（昭和 29 年通商産業省令第 52 号）第 5 条第 2 項トに規定する区分の事業について、航空機製造事業法（昭和 27 年法律第 237 号）第 2 条の 2 による事業許可を受け、同法第 9 条第 1 項による航空機修理方法認可証を受けている者であること。
- (3) 航空法（昭和 27 年法律第 231 号）第 20 条第 1 項第 3 号及び第 4 号の規定による認定（ベル式 412 系列型に限る。）を受けた事業所を有する者であること。
- (4) 製造者のベルヘリコプターテキストロン社からベル式 412 系列のカスタマー・サービス・ファシリティーとして認定を受けていること。

### 3 資格要件の特例

平成 16 年北海道告示第 447 号の 2 の (3) による。

### 4 資格審査の申請の時期、申請書類の入手方法及び申請の方法

- (1) 申請の時期 資格審査の申請は、令和 5 年 9 月 12 日（火）から同年 10 月 23 日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律

第 178 号) に規定する休日を除く。) 毎日午前 9 時から午後 5 時までの間に  
しなければならない。

(2) 申請書類の入手方法 資格に関する事務を担当する組織で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A 4 判用紙が入る返  
信用封筒 (宛先を明記したもの) 及び重量 250 グラムに見合う  
郵送料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、資  
格に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道総務部危機対策局危機対策課のホームページ  
(<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/ktk/153138.html>) に  
おいてダウンロードすることができる。

(3) 申請の方法 資格審査の申請は、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する  
組織の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければな  
らない。

5 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該期間の更新手続並びに資格の喪失  
平成 16 年北海道告示第 447 号の 3 の (1) 及び (2)、4 の (1) 及び (3) 並びに 5 の  
(2) による。

6 資格に関する事務を担当する組織

- (1) 名称 北海道総務部危機対策局危機対策課防災航空室
- (2) 所在地 郵便番号 007-0852 札幌市東区栄町 964 番地
- (3) 電話番号 011-782-3233

7 その他

2 の (1) に定める「1 の (1) に定める契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約」と  
は、履行額が 3,000 万円以上のヘリコプターの修理、改造又は整備に係る契約をいう。